

2018年度の領事・旅券手数料（予定金額）について

【ポイント】

- ・在カンボジア日本大使館領事窓口における4月1日ご申請分から以下本文に記載のとおり領事・旅券手数料が改正されます。
- ・3月31日までのご申請分につきましては、受領日が4月1日以降となった場合でも平成29年度（2017年度）の手数料が適用されます。
- ・在シェムリアップ領事事務所においては、現在各種証明手続きは行っております（手数料は同一）。旅券及び外国人査証発給については、必要な機材の整備等を引き続き行っているところですので、現在も扱われておりません。もう暫くの間、ご不便をおかけしますが、発給のための整備が完了次第、改めてお知らせします。

【本文】

在カンボジア日本大使館領事窓口における領事・旅券手数料は、4月1日ご申請分から以下のとおり改正されます。

●旅券手数料

- 10年旅券：570,000リエル
- 5年旅券：395,000リエル
- 5年旅券（12歳未満）：215,000リエル
- 限定旅券等：215,000リエル
- 査証欄増補：90,000リエル
- 帰国のための渡航書：90,000リエル

●各種証明手数料

- 在留証明：45,000リエル
- 出生、婚姻等身分関係事項証明：45,000リエル
- 翻訳証明：155,000リエル
- 署名証明：60,000リエル
- 自動車運転免許抜粋証明：75,000リエル

●外国人査証手数料

- 一次査証：105,000リエル
- 数次査証：215,000リエル
- 通過査証：25,000リエル

*インド人及びイラン人の方は上記手数料とは異なります。必要な場合は、お問い合わせください。

領事手数料は、リエル現金のみの取り扱いとなりますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

在カンボジア日本国大使館

領事班 023-217-161

領事メール

consular.jpn@pp.mofa.go.jp

大使館ホームページ

<http://www.kh.emb-japan.go.jp>

在シェムリアップ領事事務所

063-963-801

consuljp.rep@re.mofa.go.jp